

平成30年2月9日【金】
於 栃木県公館 大会議室

第172回 栃木県都市計画審議会
会 議 録

1. 開催日 平成30年2月9日(金)

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 17名

福田委員、築瀬委員、森本委員、尾立委員、
青木委員、戸室委員、青山委員、半田委員、
河田委員(代)、泊委員(代)、浅川委員(代)、坂口委員(代)、
中島委員、斉藤委員、五十嵐委員、螺良委員、
関口委員

※(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第172回栃木県都市計画審議会を開会いたします。
はじめに、委員に異動がございましたので、新任委員を御紹介いたします。

2号委員に国土交通省関東運輸局長 河田守弘委員が任命されております。本日は代理で、栃木運輸支局長 小堤健司様が御出席されております。

○9番(河田委員 代理:小堤様) 代理で参りました栃木支局 小堤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 また、2号委員に栃木県警察本部長 坂口拓也委員が任命されております。本日は代理で、栃木県警察交通規制課長 佐藤雅人様が御出席されております。

○12番(坂口委員 代理:佐藤様) 本部長の代わりで参りました交通規制課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局 5号委員に鹿沼市議会議長 関口正一委員が任命されております。

○20番(関口委員) よろしくお祈いします、関口です。

○事務局 以上で今回、新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

開会にあたりまして、県を代表いたしまして、熊倉県土整備部次長から御挨拶申し上げます。

○栃木県県土整備部次長 ただいま紹介いただきました県土整備部次長の熊倉でございます。本来であれば部長の江連が御挨拶申し上げるべきところですが、所用のため私から御挨拶させていただきます。

本日は、御多用の中、今年度2回目となります都市計画審議会に御出席を賜り、また、日ごろから県政全般にわたり御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成29年度も残りわずかとなり、栃木県では、この1年の総仕上げとともに、来年度に向け、課題の整理、予算編成など、次年度の円滑なスタートに向けた準備作業を進めているところでございます。

国の「人づくり革命」、さらには「生産性革命」等の政策とも連動しながら、より確かな成果に結びつきますよう取り組みをなお一層加速させ、とちぎ創生の実現を図りますとともに、「とちぎ元気発信プラン」に基づき、各種重点戦略を引き続き積極的に進めていくこととしております。

こうした中、本県の都市づくりにおきましては、栃木県都市計画区域マスタープランにより長期的展望を定め、市町が取り組む安全で快適なまちづくりを支援しているところでございます。

一方、国におきましては、本格的な人口減少、超高齢社会にある中、都市機能の集約・誘導等によるコンパクト・プラス・ネットワーク、持続可能なまちづくりに向け、各種の施策を推進しているところでございます。特に、多くの都市で都市のスポンジ化と言われる空き地や空き家がランダムに発生する状況が進展しており、その対応が喫緊の課題となっております。

本県におきましても、今後、着手する次期都市計画区域マスタープラン見直し作業の中で、それらに十分留意しながら、また、本審議会委員の皆様の御意見や御提案も十分にいただきながら、今後の都市づくりの基本的方向を示し、市町や地域の取り組みを的確に支援してまいりたいと考えております。

本日は、土地利用及び都市施設に係る審議案件が3件、次期マスタープランに係る諮問案件が1件、市町の都市計画決定に係る報告案件1件をそれぞれ予定しております。委員の皆様にはそれぞれの専門的なお立場から広く御審議をいただき、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

○事務局 なお、本日は委員20名のうち出席者は17名となっておりますことから、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、第172回栃木県都市計画審議会に付議されました議案について、御審議をお願いいたします。築瀬会長、どうぞよろしくようお願いいたします。

○議長 本日は、第172回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、御多用中にもかかわらず、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員ですが、6番の戸室委員、7番の青山委員を御指名させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

本日の案件としましては、お手元の「次第」にございますように、「宇都宮都市計画区域区分の変更について」のほか付議案件が2件、諮問が1件、報告案件が1件でございます。

なお、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定において、「栃木県情報公開条例」第7条に定めております、個人の権利利益を害するおそれがある事項などを審議する場合や、公開することにより公益を損なうおそれがある場合を除き、原則として公開となっております。

それでは、第1号議案「宇都宮都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 都市計画課長の内田と申します。座って説明させていただきます。よろしくお願ひします。

第1号議案について御説明いたします。「議案書」3ページの位置図を御覧ください。

はじめに、今回区域区分の変更を行う壬生町の概要について御説明いたします。

壬生町は宇都宮都市計画区域に属しており、東京から約90km、栃木県中央部のやや南側に位置しており、東武鉄道宇都宮線が南北に走り、図面北側から安塚駅、おもちゃのまち駅、国谷駅及び壬生駅の4つの鉄道駅を中心に市街地が発展してまいりました。また、道路については、東西の広域連携軸である北関東自動車道や、南北の都市間連携軸である県道宇都宮栃木線が整備されるなど、交通利便性が高い地域となっております。

このようなことから、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計において、壬生町の人口は今後も増加する傾向となっております。また、平成28年には、図面左のみぶ羽生田産業団地におきまして大規模な工場が立地し一部操業が開始され、今後も順次拡張されることから、新たな雇用が生み出されるなど、さらなる人口の増加が見込まれております。

このため、2ページの計画書の一番下の「理由」に記載しましたとおり、壬生町においては今後も増加する人口を収容する必要があり、市街化調整区域において3ページの赤い実線で示した六美町北

部地区を市街化区域に編入する区域区分の変更を行うものでございます。計画書の「2 人口フレーム」につきましては、後ほど別の参考資料により改めて説明いたします。

それでは、市街化区域への編入を行う六美町北部地区の現況について御説明いたします。「参考資料」1ページの左側の位置図を御覧ください。A3の資料となっております。

本地区は、主に県道羽生田上蒲生線、北関東自動車道及び東武鉄道に囲まれており、東武鉄道おもちのまち駅、国谷駅並びに北関東自動車道の壬生インターチェンジから近く、交通利便性が非常に高い地区であります。また、本地区のほぼ中央には町立睦小学校が位置するなど生活利便性が高い地区でもあります。

このため、現状は市街化調整区域ですが開発圧力が高く、主要な道路沿いには商業施設や工場、地区内ではミニ開発等で住宅が立地するなど、スプロール化が進行していることから、さまざまな課題が顕在化しており、早急に総合的な対応が求められている地区でございます。

また、同じページ右側の「2 上位計画における位置づけ」にも記載いたしましたが、平成28年3月に県が定めた宇都宮都市計画区域マスタープランにおきまして、本地区については自転車や徒歩圏内に日常生活機能と居住機能を集積させる「地域拠点地区」として位置づけられております。

これらのことから、本地区を市街化区域に編入し、計画的な市街地整備を行うことにより、良好な住環境の創出を図るものでございます。

次に、先ほど議案書の中で御説明いたしました「人口フレーム」について、もう少し詳しく御説明いたします。

現在の都市計画制度では、区域区分の変更を行うにあたり、人口フレーム方式で行うこととなっております。

参考資料の2ページを御覧ください。宇都宮都市計画区域区分の新旧対照表を掲載しております。宇都宮都市計画区域は、3市4町の7市町で構成されております。表の一番上に「旧」と記載のある方は現在の都市計画であり、「新」とある方が今回の変更後の都市計画となります。

現在の区域区分は、平成22年度を基準年といたしまして、平成32年度を目標年次としております。

表の区分の欄の上から2番目に市街化区域内人口を記載しております。これは、基準年である平成22年度現在の市街化区域内人口と、目標年である平成32年度に市街化区域内で受け持つべき人口、これを人口フレームといたしますが、それを記載しております。

最終的には、一定の人口密度を維持した上で人口増に必要な市街化区域の面積に置き換えることとなります。このため、人口の増加がなければ新たな市街化区域への編入は必要ないということになります。

次に「配分する人口」についてですが、平成32年度における市街化区域内人口のうち、現在の市街化区域内に収容できる人口を示しております。

表左側の「旧」とある現在の都市計画での配分する人口は、57万9,500人となっております。

次に「保留する人口」についてですが、市街化区域内人口から配分する人口を差し引いた残りの人

口でございます。「旧」とある現在の都市計画で保留する人口は3,400人となっております。

壬生町の将来人口については、今後1,800人が増加すると推計されております。現在、六美町北部地区には約500人が居住しており、今後増加する将来人口と合わせて2,300人を旧計画の配分する人口に追加いたします。その結果、表の左側の「新」とある変更後の都市計画で配分する人口は58万1,800人、保留する人口は1,100人となります。

具体的には、良好な住環境を形成し、可住地に対して適度な人口密度が保てる適切な規模である面積49.8haを、今回市街化区域に編入するものでございます。

また、六美町北部地区につきましては、宇都宮都市計画区域マスタープランにおいて市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針により、土地区画整理事業が予定されております。現在、地元の合意形成が概ね図れましたことから、壬生町が事業化に向けた都市計画決定の手続を進めているところであり、計画的な市街地整備が確実な状況となっております。

次に市街化区域編入後の土地利用計画について御説明いたします。資料右下の「4 想定用途地域図」を御覧ください。

今回の市街化区域編入に併せて町が用途地域を決定するもので、現在都市計画決定に向けた手続を進めております。県道羽生田上蒲生線沿道南側のオレンジ色のエリアについては、沿道北側との整合を図り沿道サービス施設の立地を誘導するため「沿道利用地区」といたしまして、「第二種住居地域」を設定しております。本地区の東側の紫色のエリアにつきましては、既存工場の維持・集約を図るため「業務地区」として、「準工業地域」を設定しております。その他の緑色のエリアにつきましては、良好な住環境を整備し低層の戸建て住宅を誘導するため「専用住宅地区」として、「第一種低層住居専用地域」を設定しております。

また、土地区画整理事業や用途地域以外にも、本地区において良好な住環境の創出を図る市街地形成のため、道路、公共下水道並びに地区計画について、壬生町が都市計画決定に向けた手続を進めております。

なお、今回の変更案につきまして、平成29年12月12日から26日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、壬生町からは平成30年1月18日付で「異存ない」旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと存じます。御質問、御意見がございましたらよろしく願いいたします。

元気の出るお話だと思いますが、特に御意見、御質問等ございませんか。

それでは、御質問、御意見がないようでございますので、本案件については、原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については、原案どおり議決いたします。

○議長 それでは、続きまして第2号議案「宇都宮都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から御説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） では、第2号議案について御説明いたします。「議案書」6ページ的位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、赤で表示しております「3・4・8号六美吾妻線」でございます。本議案は、第1号議案で御審議いただきました「区域区分の変更」と関連する都市計画道路となっております。

本路線は、壬生町のおもちやのまち地区内を通る県道羽生田上蒲生線との交差点の壬生町大字壬生丁字六美を起点といたしまして、県道宇都宮栃木線との交差点 壬生町大字壬生乙字下川原を終点とする延長約8,020mの幹線街路で、壬生町内の市街地間を連絡する役割を担っております。

5ページを御覧ください。今回の変更は、表の中の下段に記載のとおり、壬生町の交通の現状、将来の見通しを勘案し、約460m区間において車線数を4車線から2車線とし、区域及び構造を変更するものでございます。

詳細につきましては、別添の「参考資料」を使って御説明いたします。3ページの「1 位置図」、「2 平面図」を御覧ください。今回の変更内容は「3・4・8号六美吾妻線」のうち、第1号議案の市街化区域編入に伴う土地区画整理事業に関係する、起点から北関東自動車道までの約460mの区間における車線数及びそれに伴う道路幅員を変更するものでございます。

具体的には、左側中段の「3 横断図」を御覧ください。横断図Aは、平面図に緑色で示したAの箇所における横断図でございます。現計画は、車道部が4車線で自転車歩行車道を両側に配置する、総幅員25.0mの道路となっております。

今回の変更案では、周辺道路網の整備状況やこれに伴う将来交通量の見通しなどから、車線数を2車線といたします。また、歩行者のより安全な通行空間を確保していくため、歩行者と自転車が通行する空間を分離いたしまして、歩道と自転車専用通行帯を道路の両側に設けます。これによりまして、総幅員を16.5mの道路とするものでございます。

次に、横断図Bを御覧ください。これは、県道羽生田上蒲生線との交差点における横断図でございます。交差点部においては、幅員が3mの右折車線を設置するため、道路の総幅員は19.5mとなっております。

次に、参考資料の一番下にある六美町北部地区の区域図を御覧ください。これは、本路線の都市計画変更併せて壬生町で都市計画決定を予定している土地区画整理事業施行予定区域でございます。ここでは、赤で示しました幹線となる本路線のほかに、青で示しました区域内の補助幹線となる「3・5・903号六美西通り」及び「3・5・904号六美東通り」の2つの路線がありますが、壬生町が新たに都市計画を決定することとなっております。

本変更案につきまして、平成29年12月12日から26日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきまして、関係市町である壬生町に意見を聴取しましたところ、平成30年1月

18日付で「異存ない」旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの御説明を踏まえて、委員の皆様には審議を進めていただきたいと存じます。1号議案と関連した案件ですが、これは施設ということで別途案件になっております。御質問、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしゅうございますか。1号議案と整合性のとれた内容だと理解しております。

それでは、御質問、御意見がないようですので、本案件については、原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については、原案どおり議決いたします。

○議長 それでは、引き続き第3号議案「足利佐野都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から御説明をお願いします。

○幹事(栃木県都市計画課長) それでは、第3号議案について御説明いたします。「議案書」の9ページ位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、赤色で表示しております「3・4・1号前橋水戸線」及び「3・5・111号山川福猿橋線」でございます。

「3・4・1号前橋水戸線」は、佐野市関川町を起点といたしまして、群馬県桐生市との境となる足利市小俣町を終点とする延長約25,690mの幹線街路で、足利市と佐野市の主要な市街地間を連絡し、両毛地域の東西交通を支える機能を担っております。

次に「3・5・111号山川福猿橋線」は、「3・4・1号前橋水戸線」と交差する足利市山川町交差点を起点とし、足利市猿田町を終点とする延長約1,050mの幹線街路で、JR両毛線で分断された地区を立体交差により接続し、市街地の一体性を確保する役割を担っております。

8ページの計画書を御覧ください。今回の変更は「3・4・1号前橋水戸線」に横断歩道橋を追加することから、これに伴い整備に必要な道路の区域の一部を変更するものでございます。また「3・4・1号前橋水戸線」の区域の変更に伴い、「3・5・111号山川福猿橋線」の起点の位置を変更するものでございます。

詳細につきましては、「参考資料」を使って御説明いたします。4ページ下の「2 平面図」を御覧ください。現在の都市計画はオレンジ色で示しております。本議案は、これを赤色で示したとおり変更しようとするものでございます。

「3・4・1号前橋水戸線」の変更は、図面下の方に位置する毛野南小学校に通学するために本路線を横断する児童をはじめ、歩行者の安全性の向上を図るため、山川町交差点に横断歩道橋を設置することとし、それに要する区域を追加するとともに、交差点影響部並びに前後の曲線部における自動車の走行性及び安全性向上を図るため、道路の区域を見直すものでございます。

また、「3・5・111号山川福猿橋線」につきましては、「3・4・1号前橋水戸線」の変更に伴

い、起点の位置を変更しようとするものでございます。

なお、本変更案につきまして、平成29年12月1日から15日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきましては、関係市町である足利市に意見を聴取しましたところ、平成29年12月26日付で「異存ない」旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと存じます。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

○委員 確認させていただきたく発言させていただきます。

全国的に老朽化した横断歩道橋は撤去する方針が多いと私は理解していますが、ここで横断歩道橋をあえて新設するというときの交差点部の横断歩道や信号の現状を、利用状況も含めて、もう少し詳しく教えていただけますか。

○幹事（栃木県都市整備課長） 交差点部の横断歩道橋の状況を御説明いたします。横断歩道橋につきましては、現道南側に既設の横断歩道橋がございます。今、画面で表示しております旧道のところに横断歩道橋がございます。併せて、その西側に横断歩道もございます。

バイパス部に新たに、横断歩道橋と、併せて横断歩道を設置する計画でございます。今の現道の機能をバイパス部に移行するということでございます。

○委員 今の説明ですと、現道の横断歩道橋は撤去するのですか、それとも残すのでしょうか。

○幹事（栃木県都市整備課長） 撤去です。

○委員 ということは、横断歩道橋を移設する感じになるということですね。

○幹事（栃木県都市整備課長） はい、そうです。

○委員 一方で、例えば足の不自由な方は、横断歩道もあるので、そこで信号を待って渡ることも可能だと。

○幹事（栃木県都市整備課長） はい、そういうことです。

○委員 わかりました。

○議長 そのほか御意見、御質問がありましたらよろしく申し上げます。当該部分の安全性をより確保するための措置と理解しております。

それでは、特段これ以上御意見、御質問がないようでございますので、本案件については、原案どおり議決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議がございませんので、本案件については、原案どおり議決いたします。

○議長 以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。本日、御審議いただきました議案につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承願います。

続きまして、諮問「次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方につ

いて」に入ります。この件につきましては、知事から本審議会宛に諮問がございました。

諮問内容について、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは、諮問内容について御説明いたします。「第172回栃木県都市計画審議会（諮問書）」と記載のあります資料を御覧ください。1ページ目を御覧ください。

本諮問は、次期都市計画区域マスタープランを策定するにあたり、市街地の空き地・空き家による都市のスポンジ化への対応など、より深刻化している問題や、新たな課題を踏まえた都市づくりの基本的な考えについて、栃木県都市計画審議会の意見を伺うものでございます。

2ページの参考資料「1 経緯及び目的」を御覧ください。栃木県都市計画区域マスタープラン、以降「区域マス」と呼ばせてもらいますが、この区域マスは都市計画法に基づき全ての都市計画区域において広域的な観点から県が定める計画で、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を示すものでございます。

本県の区域マスは、平成16年4月に当初決定した後、定期的に見直しを行ってきており、現在の区域マスは平成28年3月に策定し、平成32年度を目標年次としております。

次期区域マスは、昨年度から実施している都市計画基礎調査の結果などに基づきまして、平成37年度を目標年次として平成32年度末の策定を予定しております。

次に「2 策定の進め方」についてですが、1つ目として、現行の区域マス及び都市ビジョンの継続性にも十分配慮しつつ、上位計画や国の動向、基礎調査結果等を十分に踏まえまして、20年後を展望し、栃木県ならではの都市の将来像を描いてまいります。

2つ目として、都市ビジョン及び策定基本方針については、都市計画審議会はもとより、県民の声を聴きながら定めていくこととしております。

次期区域マスにおいて検討すべき課題としては、本県の実情や最近における国などの動向、基礎調査の結果から、都市のスポンジ化やネットワークの強化、都市緑地のあり方、中山間地域の集落の維持などといった課題が想定されております。

本諮問は、以上を踏まえながら次期区域マスの策定にあたり、基本的な考え方について、栃木県都市計画審議会の意見を伺うものでございます。

3ページを御覧ください。「3 都市計画区域マスタープランに定める事項」にありますとおり、次期区域マスには、都市計画の目標、区域区分を定める際の方針及び主要な都市計画の決定方針等について検討を進めていくこととしております。

最後に、「4 今後のスケジュールについて」を御覧ください。今回の諮問によりまして、区域マス策定の基本的な考え方の検討に着手いたします。今後は、都市計画審議会や県民の声を踏まえながら、区域マスの方向性を定める都市ビジョンの改定を行い、平成31年10月頃に都市計画審議会からの答申をいただき、区域マスの原案作成を行うこととしております。

平成32年2月頃に区域マス原案を確定いたしまして、法定手続に沿って地元説明会や縦覧を行い、平成33年2月頃の都市計画審議会に付議し、同年3月頃に区域マスを策定したいと考えております。

なお、区域マス策定作業の進捗につきましては、適宜、都市計画審議会へ報告しながら進めてまい

ります。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問、御確認したいことがございましたらお願ひいたします。

新しいマスタープランをつくるということですが、手続的な内容が多いかと思ひます。御確認などよろしゅうございますか。

それでは、本諮問につきましては、内容も幅広く専門性も高いことから、現在の都市計画区域マスタープラン策定時と同様に、最初から本審議会で審議するのではなく、その前段として、都市計画の専門的知識を有する学識経験者において十分な調査検討を行っていただき、その結果を御報告いただいた上で、皆さんの御意見を伺うことにしたいと考えております。

つきましては、その調査検討機関として、栃木県都市計画審議会条例第3条第2項に基づき、専門委員を選任してまず検討するというようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。それでは、専門委員を選任して検討することにいたします。委員については、議論を深めていただくために、都市計画の専門的知識を有する学識経験者より選任することとし、私の方で案を用意していますので、今からその名簿をお配りいたします。

(名簿配付)

○議長 上から順に読み上げさせていただきます。宇都宮大学の森宣暁様、小山工業高等専門学校の尾立弘史様、足利工業大学の増山正明様、早稲田大学の森本章倫様、以上4名の方々にお願いしたいと存じます。

なお、本審議会の委員でもあります森本委員、尾立委員には、本審議会を代表して参加していただき、本審議会との橋渡しをしていただきたいと思います。

以上、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 いきなり御紹介させていただきましたが、こういう形で御専門の方、栃木県で一番都市計画について詳しい4名の方々にお願いしたいということで、特に御異論がないということで理解してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。それでは、本諮問につきましては、まず「次期栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員」に付託し、調査検討を進めていただきたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 なお、「次期都市計画区域マスタープラン専門委員」の任命手続及び調査検討に係る事務については、当審議会の事務局である県土整備部都市計画課においてお願いしたいと思います。よろしゅうございますね。

○事務局（栃木県都市計画課長） はい、承知いたしました。事務局としましては、専門委員により組織される委員会を設置し、運営して参ります。

○議長 事務局としてやっていただくということで、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、最後の報告案件に移りたいと思います。報告第1号「市町村の都市計画決定案件について」、事務局より御報告願います。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは、報告第1号「市町村の都市計画決定案件について」御報告いたします。資料はお手元の「第172回栃木県都市計画審議会報告資料」を御覧ください。

表紙をめくって1枚目、報告案件の概要が記載されておりますが、前回審議会以降の平成29年7月24日から平成30年2月8日までの間に、市町村が都市計画決定を行いました案件について報告するものでございます。

さらに次の1ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。一番下の計の欄に記載しましたとおり、土地利用に関するものが5件、都市施設に関するものが4件、合計9件の都市計画決定がなされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては2ページ目と3ページ目に、また4ページ目以降に位置図を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。御審議ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 以上をもちまして本日の審議会を閉会いたします。

なお、本日用意いたしましたその他の資料が不要な場合には、そのまま机の上に置いていただいたままで結構です。

本日は大変ありがとうございました。

午後2時15分 閉会